議事要旨(2) 収益認識専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、IASB の改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下、「改訂公開草案」）に関するコメント作成に向けて継続的に審議して頂いている旨、今回審議した上で次回の審議がコメント形成に向けて最後の審議になる旨の説明があった。また、本日 2012 年 2 月 17 日を期限にして日本の市場関係者から意見を募集したが、当該結果はまだ本日の資料には反映されていない旨、さらに最近、日本の市場関係者の意見を伺う機会及び、IASB に内容に関して理解の明確化を行う機会があったが、当該結果についても資料への織り込みは完全ではないので適宜補足説明をする旨の発言があった。

続いて、審議事項(2)に基づき、具体的な説明がなされた。資料上の「質問１」に関しては都専門委員長より、その他については西村専門研究員から説明があった。

質問１については、資料への補足説明があった。改訂公開草案の 35 項に関しては、日本の市場関係者のみならず海外でも注目度が高い旨の説明があった。事務局として、IASB は 35 項(a)で概念的な事を述べ、それを使いやすくするために 35 項(b)を入れたと理解している。そこで、現在事務局では、当該(a)を強化するより、(b)をより明確にして使いやすくする方向で提案を考察している最中である旨の発言があった。また、資料に記載のある「合理的な利益マージン」についても現在再考察中である旨の説明があった。また、質問 2 の補足として、IASB では信用リスクについて透明性を高める意図で当該提案をしている旨の説明があった。さらに質問 5 について、IASB は当然にこれらの開示を中間財務報告に入れるべきだと考えているわけではなく、コスト・ベネフィットを市場関係者に聞きたい意図があるとの説明があった。

その後、委員等からの主な発言ないし意見は次のようなものであった。

ある委員から質問１に関して、資料上の事務局提案では、35 項(a)を中間検査の考え方を使い強化することを提案しているが、これは BC91 項の考え方などから難しいのではないかとの意見が表明された。
これに対して事務局から質問１については、(a)の強化は求めず、(b)を強化していく方向で事務局提案を再考中である旨の回答があった。

ある委員から本日の資料には年度の開示については述べられていないが、これは最終的に入るのかとの質問があった。
事務局からは、本日が締め切りの意見募集の結果、特に作成者と利用者の両者の意見を勘案しながら記述内容を決めていく旨の回答があった。但し、両者のスタンスは違う事が

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

予想されるので、記述の仕方についてもこれから検討する旨の説明があった。

ある委員から次の旨の意見表明及び質問があった。質問 5 は適時性の要請と情報量のバランス、国によって異なっている中間期の開示制度(四半期報告制度と半期報告制度)等を考慮に入れて基準設定主体としての回答ができれば良いと考える。また、質問 2 に関して、ビジネスモデルによって信用リスクの扱いが異なることを明確にするため、「当初契約時において」等の文言を「重要な信用リスク」の前に挿入した方が良いと考えるが、事務局提案の「重要な信用リスク」とは当初のリスクとその後に生じたリスクのどちらを想定して記述しているのか。事務局から次の旨の回答があった。重要な信用リスクは当初・事後両方のリスクを含めて考えている。これらは理論的には分けるべきであるが、実務上は分けることが困難であることも承知している。

ある委員から次の旨の意見表明があった。質問 1 について現在の事務局提案は個別的な詳細なコメントをしているが、市場関係者からの意見及び IASB とのコミュニケーションなどの結果から考えると、履行義務の種別を分類していくための全体的な構成について議論していく必要がある。また、質問 2 について事務局提案の 7 項と 9 項の理論的整合性を再度チェックした方が良い。さらに質問 4 の事務局提案の 15 項に一時点で充足される履行義務について IAS 第 37 号で不利負債及び費用が計上される旨の記載があるが、再確認を要す。

事務局から次の旨の回答があった。質問 1 については、一定の期間にわたり充足される履行義務の判断要件である 35 項(a)と(b)の意味を理解した上で、概念的な要件である(a)を強化するのではなく、実務的な判断に用いられるであろう(b)を強化することで全体を分かりやすくするように改善を図るコメントをすることを考えている。質問 2 の文章上の整合性は再考する。一時点で充足される履行義務については、確認済みではあるが、再確認する。

ある委員から次の旨の質問があった。質問 3 について、改訂公開草案の 81 項の合理的に確実という考え方自体は理解できるが、様々な収益のパターンを考えた時に、提案のままで認識の金額の決定がうまく行くのかに懸念を持つ。

事務局から次の旨の回答があった。当初の疑問点は、変動対価について合理的に確実とは言えない状況がある時に収益認識金額は常にゼロなのか否かという点であったが、ゼロではなく最低限に確実な金額は認識できることが理解できた。次の疑問点として、合理的に確実ではあるが、合理的に確実な金額にレンジがある場合、レンジの中でどこを収益認識金額として採用するべきかということがあったが、これは実態に応じて最適なところを判断する、ということが分かった。

ある委員から次の旨の意見の表明があった。質問 1 の回答として、一定の期間にわたり充足される履行義務と決定してから、それに該当しないものは一時点で充足される履行義

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

務とする枠組みに賛成する旨を記述すべきである。また、35 項(a)については不要との意見もある中で、包括的にすくい上げる意味もあるので残すべきと主張すべきである。さらに中間検査とは部分完成基準になり得るので再検討が必要である。質問 4 について一時点で充足される履行義務に関して抜け落ちた点がないからコメントしないということなので、これを先に記述し、その次に抜けた点がある一定期間に充足される履行義務のコメントを記述する順番の方が良い。さらにその他のコメントの履行義務の識別のところで、主張したい点が、企業で既知の情報で判断するという点だけなのでよりシンプルに記述すべきである。最後にライセンスについて、排他的な権利についてはそれを守るサービスを期間にわたり実施する必要があることを追加すべきである。

事務局からこれらを考慮する旨の回答があった。

ある委員から、次回の委員会までに本日 2 月 17 日が締切りである意見募集の分析資料をメール等で送付してもらい、それを踏まえて次回の委員会で議論をしたい旨の発言があった。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。